

第2回 熊本市市民公益活動支援基金運営委員会議事録

1 開催日時：令和5年（2023年）9月1日（金） 13時30分～14時30分

2 開催場所：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 会議・セミナー室

3 市民公益活動支援基金運営委員

出席者：越地 真一郎 委員長（熊本大学 客員教授（熊本創生推進機構））

松本 千晴 副委員長（熊本県立大学総合管理学部准教授）

牧野 智子 委員（特定非営利活動法人

自立の店ひまわりパン工房・カフェ 理事長）

山口 里子 委員（公募市民）

石坂 強 委員（熊本市文化市民局市民生活部長）

上村 奈津子 委員（熊本市文化市民局人権推進部男女共同参画課長）

4 次第

- 1 開会
- 2 議事 助成募集案内について
- 3 次回委員会の開催について
- 4 その他
- 5 閉会

5 配布資料

資料1 令和6年度 助成事業のご案内

資料2 周知チラシ

資料3 令和5年度（2023年度）スケジュール

6 当日配布資料

- ・熊本市市民公益活動支援基金運営委員会要綱
- ・熊本市市民公益活動支援基金実施要綱
- ・事務局資料

7 会議録

【1 開会】

事務局より、委員の過半数が出席しており、本日の会議が成立していることを確認し、開会した。

【2 議事事項】

助成募集案内について

(事務局)

資料1 令和6年度(2024年度)熊本市市民公益活動支援基金助成事業のご案内

資料2 熊本市市民公益活動支援基金令和6年度助成事業募集 チラシに基づき説明。

(越地委員長)

事務局の説明を踏まえて、何かご意見等はありませんか。

(越地委員長)

ありませんか。新しく加えた内容等ありますか。

(事務局)

ありません。

(越地委員長)

原案どおり承認でよろしいでしょうか。

(一同、賛同)

(越地委員長)

次回委員会の開催について説明をお願いします。

(事務局)

資料3に基づき説明

(越地委員長)

事務局の説明を踏まえて、何かご意見等はありませんか。

(越地委員長)

原案どおりということよろしいでしょうか。

(一同、賛同)

(越地委員長)

その他の議題をお願いします。

(事務局)

事務局資料及び当日配布資料の要綱等で説明

趣旨 過去に当基金の助成事業を受けたボランティア団体が一般社団法人になったことから助成対象団体でなくなった。他都市では一般社団法人も助成しているところもある。このことから一般社団法人も対象団体として拡充してほしい旨要望があり、当基金運営委員会に諮っていただきたい。と発言。

熊本市市民公益活動支援基金運営委員会要綱第1条第2項(調査審議)第1号(熊本市市民公益活動支援基金の団体登録に関すること。)に関する議題ですので、調査審議をお願いするものです。

事務局資料をお願いします。

趣旨につきましては、先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。一般社団法人とNPO法人の違いについては、設立手続き等の項目ごとに整理されたものをお示しさせていただいています。

また、団体登録につきましては、設立当時運営委員会で決定された内容を抜粋しお示ししています。

更に、政令指定都市の状況についても1 NPO法人のみ支援 2 一般社団法人への特例での支援 3 法人格を要件とせず支援 統一した支援ではなく、各都市様々な状況であることをお示ししています。

各委員の皆様のご意見があると想定していますが、なかなか題材がないと発言等しくいと考えましたので事務局の考え方を説明させていただきます。

平成24年度から当基金の運営委員会で決定した助成対象団体を変更するにはそれなりの理由が必要と考えており、要望された団体発言からすると「助成金をもらえない」「他都市では一般社団法人にも支援している」の理由では不十分である。

また、他の団体からの要望もない状況。

しかしながら、市民公益活動の実施に対する支援は非営利を条件とし活性化をはかることは重要と考える。

このような状況の中、限りある寄附金を活用する当基金のあり方について研究する必要があることから、一旦団体登録は行い、非営利を条件とし、札幌市のように地域住民組織と一体となって活動を行うような団体の取組についてのみ審査対象とし、助成をするか否かについては審査会で判断をいただくことを考

えているところです。

事務局の考え方は1つの案でありますので、各委員の皆様には率直なご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

越地委員長

今、事務局から説明がありました。

今回、はじめてのケースでたくさんの資料もありました。大まかに整理すれば、現在の実施要綱では一般社団法人は対象団体ではなく、法人はNPO法人限定。また、他都市の状況も3つのパターンがあって対象団体について統一されたものではない。

非営利の一般社団法人から対象団体に追加してほしいとの要望があつている。細かいことでも結構ですので、何かご意見等ありますか。

山口委員

この助成金の申請をするためには、あいぽーとの団体登録が必要だと思ひますが、一般社団法人に関しまして問題はないのでしょうか。

事務局

登録については、二つ種類がございまして、まず、あいぽーとの場の提供として会議室等を利用するための登録とこの基金の支援を受けるための登録があります。

一般社団法人につきましては、あいぽーとの場の提供として会議室等を利用することは可能で、現在21団体ほど登録されています。

今回は基金の登録のほうのお話を、議題とさせていただいたということです。

山口委員

この基金の支援を受けるためには、あいぽーとの登録は必要はないということですね。

事務局

基本的には、あいぽーとの場の利用と基金の支援を受ける場合について、おのおので登録していただくということであいぽーとの場の利用の登録は必須ではありません。

山口委員

分かりました。

越地委員長

はい、ほかありませんか。

上村委員

一般社団法人を対象団体とした場合、どれだけ影響がありますか。

事務局

一般社団法人の所轄庁がないという状況でございまして全体数については把握できません。しかしながら、現在あいぽ一と場の提供では、一般社団法人21団体ほど登録されていますので、団体登録としては21団体程度増えることを想定しています。

牧野委員

NPO 法人では、活動報告、閲覧、決算報告など毎年提出するようになっていますが、一般社団法人はどうなっていますか。

事務局

一般社団法人については、所轄庁がございませんので報告等の義務はございません。

NPO 法人については、所轄庁へ提出する書類等がありまして期限等厳しい対応があります。

一般社団法人については、先ほど比較表でお示ししておりますとおり、公証人手数料、登録免許税とかの費用が発生しますが、設立者数、理事数等がクリアできれば、基本的には設立登記ができるのではないかと推測しています。

越地委員長

本件については、1団体からの相談というよりも今後にもつながり影響が大きい問題であると考えます。

現状、法人にあっては、NPO 法人のみの限定である。

その根拠を示す資料があったと思いますが、いかがですか。

事務局

熊本市市民公益支援基金実施要綱 助成団体の要件の第5条 但し書 法人にあっては、特定非営利活動法人に限るものとする。と記載されています。

越地委員長

これを受けてどうするかということですが。

質問等ございませんか。

なければ、考え方はいくつかあると思います。

- 1 当初運営委員会で決定した内容を踏襲
- 2 条件付きで一部対象団体とする（事務局案）
- 3 団体は問わず、審査会で判断する

というようなこと。

その辺含め、改めて、お尋ねがあれば、お願いします。

越地委員長

なければ、事務局案というのが示されているわけですが、これは、今言った、方向性を見いだす上での、もう一つのサゼッションがここにあるわけですね。

もともと、従来の基準からいけば、該当しないと。

しかしながら、これは非営利を、条件として活性を図るという大前提は非常に重要ではないか。

こういうところから、非営利を条件とすることを前提にして、札幌ですか、地域住民と一体となって活動を行うような団体の取組については、審査対象にしてもいいのでは。

今回の要望された団体もこれに該当する。

事務局の考え方が示されていますので、気になる点とかあればお願いします。

各委員から意見をお願いします。

それでは、山口委員からお願いします。

山口委員

この一般社団法人が非営利で設立されたということであれば、そもそものところはクリアするのかなあ、ボランティアというか営利を求めてないっていうところではいいのかなと。事務局のほうで書いてくださっているとおり、対象として適切かどうか詳細は審査会で話し合っていけたらいいのかなあと私は思います。

牧野委員

山口委員と同じで、事務局案でお示しされている内容でよろしいのではないか。

越地委員長

受付は可能とし内容の審査は審査会で実施するということですね。

上村委員

同じように、市民公益活動を推進することは基金の方針にもあると思うので、一旦団体登録は行い、審査会で審査することでいいのではないかと考えます。

石坂委員

基本的には、市民公益活動の推進という観点からすれば事務局案でいいと考えます。

事務的には例えば団体登録に関していえば、一般社団法人の活動状況というのも、1回登録したら終わりということではなく、把握する方法の検討や地域住民組織と一体となって活動を行うような団体の取り組みで一体となった活動の定義とか審査する際に重要となることからその辺の検討も必要ではないかと感じている。

松本副委員長

基金の実施要綱の第5条助成団体の要件では、次の表(1)では、団体が次のいずれかに該当するもので、ボランティア団体、地域団体、地域コミュニティ活動等を行う団体って書いてあって、一般社団法人であっても、地域コミュニティ活動とかを行っている法人はあると思いますが、正直、駄目な理由が見当たらないと思いますがいかがですか

事務局

一般社団法人は法人です。

実施要綱の但し書き、法人にあって、特定非営利活動法人に限っていますので、一般社団法人は対象団体になりません。

このただし書のところを修正して、一般社団法人が活用できるような文言に修正しなければ、この要綱の上、支援は出来ないということになります。

松本副委員長

今回これを認めると。

修正することになる。

事務局

そのとおりです。

事務局

例えばですけども、どういうふうに変えるかといいますと、「ただし、法人にあっては特定非営利活動法人並びに一般社団法人及び一般財団法人にあっては、非営利に、地域住民組織と一体となって活動を行う団体」という定義が必要になると考えています。

今の表現は、正式なものではなく、事務局でもっている案です。

松本副委員長

今回、事務局の案に賛成という結果になったら、要綱を修正するとのことですね。団体っていうのは法人以外の、団体を指しているという理解でいいということですね。

事務局

その通りです。

事務局

例えばまず、ボランティア団体、地域団体に掲げるもののほかに地域コミュニティ活動等を行う団体と定義していますので、この中で、法人にあってはNPO法人だけということですので、仮に一般社団法人が、申請されるのであればボランティア団体及び地域団体に掲げるもののほか、地域コミュニティ活動等を行う団体、法人格を有する地域活動を行う団体は、ここに当てはまります。

松本副委員長

結論として一般社団法人でも、非営利、公益活動、地域活動を実施されるところは、一度登録されて、申請が可能となるということですね。

事務局

はい。

越地委員長

それでは、委員の皆さんから発言いただきました。

皆さんの意見は一致しております。

私も、もちろん異論ありません。

ただ、石坂委員から出たように公益性、もしくは地域住民を巻き込んだ、一体となったというのは、非常に線引きが難しいので、そのことはこの審査会でより意

識してですね。

実態を把握した上で審査するというような心がけが必要であろうという指摘がありました。

確かにそれはそうですね。

それでは、事務局の考え方というところの方向性で、審査会では、決着して、いいですか。

そのようにさせていただきます。

なお、募集要項及びチラシでは、対象については、NPO・ボランティア団体等と表現していることから修正は行わないこととし、周知等に力を入れていただきたいと思います。

また、要綱の資格要件について一部改正が必要となるみたいですので対応よろしくをお願いします。

事務局

一般社団法人については、所轄庁がないことから状況は不明ではありますが、あいぽ一との場を利用するための登録されている21団体には情報提供をいたします。

また、説明資料の中で、変更される点についてわかりやすい形で表記し、周知に努めてまいります。また、要綱についても一部改正を実施いたします。

越地委員長

今後の周知等よろしくお願いをしたいと思います。

では、これで今日の議事は終了することになります。

以上で進行を事務局にお返しします。

課長

ありがとうございました。

それではこれもちまして本日の委員会を終了いたします。